

確定申告

市・県民税の 申告相談が始まります

市・県民税の申告相談は、2月16日(火)から3月15日(月)までの1カ月間です。申告が必要となる人は、期間内に忘れずに申告してください。

申告相談の日程および会場につきましては、広報1月号に掲載していますので、ご確認のうえ、お間違えのないようにお越しください。

お願い

- ① 農業所得の申告をされる人は、必ず「収支内訳書」または「月別集計表」を作成して当日持参してください。
- ② 医療費控除のある人は、領収書などを、個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。
- ③ 農業所得の申告をされる人で、「収支内訳書」あるいは「月別集計表」を作成していない方、また、医療費控除を受けられる人で集計をしていない方は、申告相談の時間短縮のため、会場において、ご自分で集計していただきますので、時間がかかる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

主な改正点

【住宅借入金等特別控除の創設と変更】
平成21年から25年までに入居され

た方について、所得税の住宅借入金等特別控除が拡充され、その適用者に対して、次のいずれか小さい額を住民税から控除する制度が創設されました。この制度は、市への申告は不要です。(1年目に確定申告が必要です。)

- ① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額の5% (9万7500円を限度)

平成11年から18年までに入居され、昨年まで「住民税住宅借入金等特別控除申告書」を提出されていた方について、新制度への移行に伴い、市への申告は不要となりました。(給与支払報告書、確定申告書などの記載に基づき、市で控除額を計算して控除します)

※平成19年および20年に入居された方については、すでに所得税の控除期間を選択できる特例制度の適用を受けているため、住民税の控除の対象となりません。所得税の住宅借入金等特別控除や確定申告については、**庄原税務署(☎0824-72-1001)**にお問い合わせください。

【農機具等の耐用年数の変更】

減価償却資産の耐用年数などに関する省令が改正され、4年(トッパカー等)、5年(コンバイン等)、8年(トラクター等)に細分されていた農機具などの耐用年数が、農業用設備として7年に統一されます。

このため、新たに取得された機械などはもちろん、現在償却中の機械についても、本年の申告からはすべて耐用年数7年の償却率である0.143(平成19年3月以前に取得された機械などは0.142)を乗じて計算していただくこととなります。

※軽トラックは車両として扱われるので、4年で変更ありません。

その他

申告期間中、市役所3階の申告会場に、e-TAX(国税電子申告納税システム)に対応できるパソコン2台を設置します。ぜひご利用ください。

問い合わせ

税務課市民税係(☎0824-73-1146)または各支所市民生活室

e-Tax 確定申告書の作成はインターネットで

確定申告期限所得税・贈与税は **3月15日(月)**
消費税・地方消費税(個人事業者)は **3月31日(水)**

e-Tax はメリットがたくさん



- ① 国税庁ホームページから電子申告
- ② 最高5,000円の税額控除
- ③ 添付書類の提出省略
- ④ 還付金がスピーディー

● 確定申告会場の開設開設日 2月16日(火)~3月15日(月) 9時~16時
● ところ 庄原税務署2階会議室

※昨年税務署においてe-Taxを利用して確定申告書を提出された方は、本年の確定申告の際に必要な書類と「お知らせがき」を持参してください。

納税には安心・便利な口座振替を

【振替日】 所得税:4月22日(木)・消費税:4月27日(火)

確定申告に関する問い合わせ
庄原税務署 ☎0824-72-1001

